○近畿地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年五月十七日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第二千四十五号東播都市計画下水道事業加古川下流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和六十二年十二月三日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年五月十七日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第七百九十二号橋本都市計画、高野口都市計画、九度山都市計画及びかつらぎ都市計画下水道事業紀の川流域下水道（伊都処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十五年四月三日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第二十二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年五月十七日　沖縄総合事務局長　能登　靖

登録小型船舶教習実施機関の名称　沖縄県立宮古総合実業高等学校

代表者の氏名

（変更前）本村　博之

（変更後）平良　淳

○沖縄総合事務局告示第二十三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年五月十七日　沖縄総合事務局長　能登　靖

登録小型船舶教習実施機関の名称　沖縄県立沖縄水産高等学校

代表者の氏名

（変更前）大城　栄三

（変更後）渡久山英雅

国会事項

衆議院

議案送付

五月十五日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

不正競争防止法等の一部を改正する法律案

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案

議案撤回申出

五月十五日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

ギャンブル等依存症対策基本法案（中谷元外五名提出、第百九十五回国会衆法第二号）

質問書提出

五月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「大臣として」認定した「セクハラ行為」に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

答弁書受領

五月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二提出いわゆるアベノミクスの成果と日本銀行の物価安定目標の達成に関する質問に対する答弁書

衆議院議員源馬謙太郎提出トランプ米国大統領との電話会談に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出水俣病の「救済が終わった」というチッソ社長の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出「国政モニター」のサイトで外国人に対するヘイトスピーチ、誹謗中傷が閲覧出来る状態になっていることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇提出大臣、副大臣、大臣政務官の携帯電話等を用いた電子メール等による連絡等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大河原雅子提出遺伝子組み換え表示制度検討に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出加計学園の獣医学部新設をめぐる柳瀬元総理大臣秘書官の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出高度プロフェッショナル制度が適切に運用されることへの強い疑問等に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

五月十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十九号

平成三十年五月十六日（水曜日）

午前十時開議

第一　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案（衆議院提出）

第七　電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第八　生産性向上特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

第九　産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月十五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

不正競争防止法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案（閣法第三二号）